(別紙1)

答申以降の変更点と変更理由

1. 第1章の標題と構成の変更

本市がプランを改訂する目的をより強調した方が良いと考え、構成を変更

変更後	変更前
第1章 人権施策推進プラン改訂にあたって	第1章 人権施策推進プランの策定にあたって
1.人権施策推進プラン改訂の目的	1. 人権施策推進プラン策定の背景
2.人権施策推進プランの期間	(1) 国際的な人権保障の取組
3.人権施策推進プラン改訂の背景	(2) 国内における人権の取組
(1) 国際的な人権保障の取組	(3) 大阪府における人権の取組
(2) 国内における人権の取組	(4) 岸和田市における人権の取組
(3) 大阪府における人権の取組	2. 人権施策推進プランの位置づけ
(4) 岸和田市における人権の取組	3. 人権施策推進プランの期間

2. P45 第5章の 「6 地域で暮らす外国籍の人の人権(1)岸和田市における現状」の変更

パブリックコメントへのご意見を反映し変更

変更後	変更前
第5章 取り組むべき主要課題と実施施策	第5章 取り組むべき主要課題と実施施策
6 地域で暮らす外国籍の人の人権	6 地域で暮らす外国籍の人の人権
(1) 岸和田市における現状	(1)岸和田市における現状
●市の取組の概要	●市の取組の概要
・岸和田市には、2,747 人の外国籍の人が暮らし	・岸和田市では外国籍の人のうち、約 30%が韓
ています(令和3 [2021] 年12月31日現在)。	国・朝鮮籍、続いて約 17%が中国籍となっていま
うち韓国・朝鮮の人は 781 人(約 28%)、続いて	す。(令和 2〔2020〕年 12 月 31 日現在)
ベトナムの人が 691 人(約 25%)、中国の人が 450	
人(約 16%)で、近年ではベトナムやインドネシ	
アの人が多くなっています。	

パブリックコメントの実施結果

実施期間:令和4年1月7日~令和4年2月7日

プラン改訂案の設置場所:岸和田市役所(人権・男女共同参画課、広報広聴課)

各市民センター及び山滝支所

市ホームページに掲載

意見の公募方法:市ホームページ及び電子メール、FAX、郵便で受け付け

頂いたご意見:1件

パブリックコメントのご意見

プラン (案) に対する意見

1.市全体として日本語がわかりにくい人(外国籍の人以外も)にやさしい日本語での対応や手続きの簡素化などの課題への取り組み、この分野で活動する団体への支援が明記されていて、前向きに評価できます。

2.個別課題の6地域で暮らす外国籍の人の人権の項で

冒頭の国籍別の構成で①韓国朝鮮籍の人 30%②中国籍の人 17%…(令和2年)と記載されています。

しかし、市のHPの外国籍住民の国別一覧によると、ベトナム籍の人が中国籍の人より相当多くなっています。インドネシアの国籍の人なども年々増加しています。これは主に国の制度による技能実習生などによるものではないかと思われます。無視できない数字です。しかも、賃金や労働条件など雇用の問題、住居や衛生など、生活環境にかかわる問題も新聞等でさいさい報じられています。しかも 2040 年には外国籍労働者が今の 4 倍は必要になるとのジャイカなどの試算もあるようです。

せめて冒頭の国籍別の例示にベトナムやインドネシアの人が多くなっている現状に言及されては どうでしょうか。

本市の考え方

第5章「6 地域で暮らす外国籍の人の人権」(45ページ)の「(1) 岸和田市における現状」において、市内に居住する外国籍の人のうち、韓国・朝鮮籍の人と中国籍の人の割合を例示しています。

ご指摘のとおり、本市においては、韓国・朝鮮籍、中国籍以外の外国籍の人の居住割合が増加している現状がありますので、記載について検討いたします。